

## 議案第 37 号

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 18 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 108 号）の施行により、規定を整備するとともに、文言整理を行う必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（あきる野市税賦課徴収条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 4 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 7 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 8 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 10 号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

（あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和 2 年あきる野市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 4 の 2 第 1 項の改正規定中「又は各計算期間」及び「及び計算期間」を削り、同条第 2 項の改正規定中「又は各計算期間」を削り、同項ただし書の改正規定中「第 7 1

条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、「改め」の次に「、「もの」の次に「（法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）」を加え」を加え、同条第3項第1号の改正規定中「及び」を「を削り、」に、「削り」を「「又は第144条の13」に」に改め、同項第3号の改正規定中「又は計算期間」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中あきる野市税賦課徴収条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

（2） 第2条の規定 公布の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後のあきる野市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前のあきる野市税賦課徴収条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。